

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、1月20日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字赤沢字赤沢原地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されている状態です。</p> <p>周囲の状況ですが、東側に住宅があります。西側にも小さな農地がありますが、こちらについては地主の承認も得ていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在の住まいは手狭であること、また、市街地にある為、夫婦が望む子育ての環境ではなく、自然環境豊かな地域への転居を希望するようになり、また、将来の両親の介護のことを考えると妻の実家のある申請地に住宅を新築し転居するため申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっております。</p>

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、融資にて対応することと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、1月20日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字入久保地内にあります。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、申請地周辺には農地がありますが、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、定年退職を機に、近隣で山や川のある自然豊かな場所での生活を望んでいました。

申請地は、以前から憧れのあった家庭菜園のできる広い土地があったことや自然豊かな土地でありながら生活必需品を購入できる店も近くにあり、また、申請者の趣味でもある登山や釣り等が行える場所も数多くあることから申請地への永住を決意し申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、1月20日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上名栗字川クルミ地内でございます。

農地の現況ですが、耕作はされていませんでしたが、草刈りなどの保全管理されております。

申請人は、東京都にて軽板金業を営んでおります。かねてより自社工場を持つことを考えており近隣で候補地を探していたところ、今回の申請地が候補地の中から一番条件にあったことから申請をされたものです。

周囲の状況ですが、人家が少ないことから騒音の影響も問題ないと思います。事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、軽板金業を営んでおります。会社は知り合いの工場の一角を間借りして業務を行っており、かねてより自社工場を持つことを考えていました。近隣で候補地を探すにあたり、業務効率の面や騒音の影響が少ないこと、業務処理対応がしやすいこと、新規顧客獲得が見込めることなどから自社軽板金工場の建設を計画し申請をされたものです。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

	<p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
4番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
5番	<p>周辺農地への影響が無いのは分かりましたが、周辺住民に対しては騒音等いかがでしょうか。</p>
4番	<p>申請地周辺には、住宅はございませんので、特段の問題はないと考えます。</p>
事務局	<p>事前に関係課とも協議済みです。また、代理人にも関係部署へ確認をさせております。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-4の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>

6 番

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 4 について、1 月 2 0 日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上赤工字貝ヶ瀬地内にございます。

今回の申請は、借受人が現在生活用排水路として使用している土地が農地であることが判り、適正な形とすべく申請をされたものです。

周囲の状況ですが、北側に借受人の住宅および市道、北西側は生活道路に面しております。周辺状況からみて、申請地において借受人の生活用排水路として転用する事は止むを得ないと考えられ、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 4 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、上赤工地区でそれぞれ生活をしております。

借受人が現在生活用排水路として使用している土地が農地であることが判り、農地に現状復旧することになりました。3 人は古くから現在の居住地に住んでおり既存の排水路が無くなってしまうと生活が出来なくなってしまうことから申請をされたものです。

申請年月日は、令和 3 年 1 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第 2 種農地に該当します。

次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。

1 つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して浄化槽設置費、配管工事費、撤去工事費に対し、自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2 つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3 つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4 つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見

込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5について、1月20日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内でございます。

農地の現況ですが、保全管理されている状態です

周囲の状況も、背の低い草が枯れ残っている状態です。申請地の北側、東

側には公衆用道路があり、南側は農地となっておりますが、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都文京区にて子供と生活しております。

申請人は、かねてより自然に囲まれた静かな生活を希望しており、子供が小学校に入学するまでにそのような環境で家庭菜園ができる土地を探し始めました。

都内に勤務先があり通勤可能で自然環境の豊かな場所を探していたところ、今回飯能市に、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知ったことから、制度を活用し申請をされたものです。

飯能住まい制度としては28件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

	<p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
3番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号非農地判定について、ご説明いたします。</p> <p>【資料に基づき説明】</p> <p>説明は以上です。なお、詳細については、担当から補足説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号非農地判定について、補足説明いたします。</p> <p>今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。</p> <p>対象農地は1筆、52㎡です。本日、この意向確認書が提出された農地1筆、52㎡が、非農地判定となる農地となります。</p>

続いて、今回の判定方法をご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の(4)のAであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要しなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。

以上のA・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。

今回、意向確認書が提出された農地1筆、52㎡については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。

地区担当委員は私ですので、まず南高麗地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第2号非農地判定について、現地調査しましたので、その状況を報告します。

現地南側は山林の様相を呈しており、また、日照もありませんでした。重機の進入については、他人の土地を通らなければ進入できないといった状態で営農継続は困難と考えられ、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、利根川哲委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、本件について非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>質問、意見等あればお願いします。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上で、令和3年1月総会を閉会いたします。</p>